

令和6年度全民児連事業報告



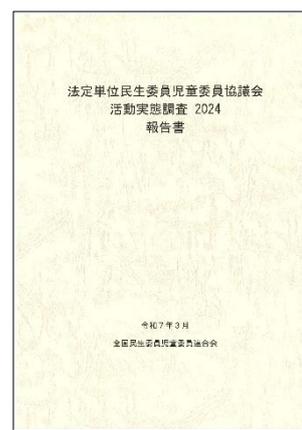
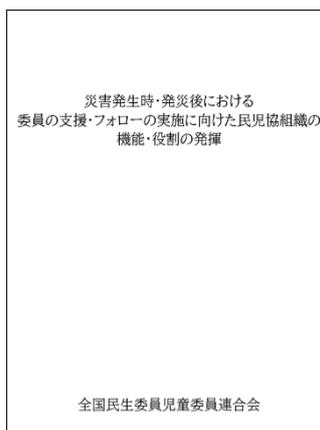
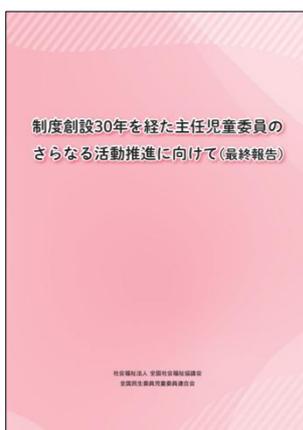
被災地(新潟市)への訪問

(中央左)湯田会長、(中央右)得能会長
(令和6年6月7日、新潟市社会福祉協議会にて)



被災地(石川県珠洲市)への訪問

(中央左)得能会長、(中央右)若山会長
(令和7年3月24日、珠洲市社会福祉協議会にて)



報告書等

左: 制度創設 30 年を経た主任児童委員のさらなる活動推進に向けて(最終報告)

中央: 災害発生時・発災後における委員の支援・フォローの実施に向けた民児協組織の機能・役割の発揮

右: 法定単位民生委員児童委員協議会活動実態調査 2024 報告書



新聞折り込みチラシ「ビズスタ」



広報グッズ「LINE スタンプ」



孤独・孤立対策強化月間「全国キャンペーン」

I. 令和6年度活動の重点と総括

重点1 活動環境の整備と委員活動への包括支援・改善
<ul style="list-style-type: none">市区町村民児協活動実態調査や令和4年12月の一斉改選結果分析をふまえた課題整理を行い、厚生労働省、こども家庭庁等に対し、活動環境の改善・整備にかかる要望活動等を行った。令和7年12月の一斉改選に向けたなりて確保のための都道府県・指定都市及び市町村段階の民児協としての取り組みの推進について、9月25日付文書で依頼するとともに、全民児連としての各種広報活動を実施した。厚生労働省の「民生委員・児童委員の選任要件に関する検討会」に参画し、居住要件の緩和により委員活動の本質が変容することへの懸念を表明した結果、最終報告（令和6年12月とりまとめ）に本会の意見がおおむね反映された。制度創設110周年（令和9年度）に向けて、全国大会を含む全民児連事業の展開、財政、組織機能・体制の強化の検討を継続的に行った。
重点2 こども家庭政策の課題と児童委員、主任児童委員の連携・活動強化について
<ul style="list-style-type: none">「主任児童委員制度創設30周年を迎えた制度・活動の振り返りと今後の活動推進について（中間報告）」の周知を図り、主任児童委員・児童委員に関する組織内外の連携強化を中心とした取り組みを推進するとともに、最終報告のとりまとめを行った。令和6年4月に改正児童福祉法が施行されたことに伴う児童委員・主任児童委員活動への影響と、こども家庭庁によるこども家庭政策の展開について継続的に情報収集を行い、必要に応じた対応を図った。令和7年1月16日には、こども家庭庁成育局長、厚生労働省社会・援護局長、全民児連による三者協議を開催した。
重点3 「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりの推進
<ul style="list-style-type: none">都市部における急激な高齢化と、地方部における人口減少に伴う対応エリアの拡大等、いわゆる「2025年問題」と呼ばれる地域の高齢者を取り巻く課題について、地域福祉活動推進部会委員が所属する地域の実態把握を行うとともに、機関紙編集委員会における企画立案への情報共有等を行うなど、部会・委員会間の連携を図った。「孤独・孤立対策強化月間」における全国キャンペーンの浸透、推進に向けて老人クラブ連合会、全社協（社協）、全民児連の三者が一体となった広報等の取り組みの推進を呼びかけた。令和7年度の全国キャンペーン実施に向けては、都道府県・指定都市民児協に対して3月18日付の文書にて官民連携プラットフォームへの加入や対策強化月間の取り組み登録、関係機関との連携の再確認を呼びかける案内を行った。
重点4 災害への備えと被災地民児協支援
<ul style="list-style-type: none">大規模災害被災地の民児協への訪問・聞き取り等から把握した課題や、評議員セミナーでの評議員による協議内容をもとに、『災害発生時・発災後における委員の支援・フォローの実施に向けた民児協組織の機能・役割の発揮』をとりまとめた。長期的な復旧・復興支援にあたっている被災地民児協の支援と風化防止に継続的に取り組んだ。

II. 各部会・委員会の取り組み

1. 総務部会

(1) 制度創設 110 周年を見据えた検討

- ア、情勢の変化に迅速に対応するための組織力の強化のため、次期新体制（令和 7 年度）および制度創設 110 周年を見据えた中長期的な視点から、正副会長および総務部会の副副会長による「拡大正副会長会議」を設置し、部会・委員会等の組織体制を含めた意思決定のあり方等について検討をすすめた。第 2 回評議員会にて進捗を報告し、第 3 回評議員会で具体的な見直しの考え方等の内容について承認を得た。
- イ、「拡大正副会長会議」において、互助共励事業も含む民生委員関係事業の一体的な財政健全化の議論をすすめ、第 2 回評議員会にて進捗を報告のうえ、令和 7 年度事業計画（案）および予算（案）に反映し、第 3 回評議員会で承認を得た。
- ウ、「拡大正副会長会議」において、110 周年記念事業の検討体制を検討し、第 2 回評議員会で内規等の承認を得て、令和 7 年 1 月 15 日より「民生委員制度創設 110 周年記念事業 企画推進委員会」を開催し、制度創設 110 周年記念事業の基本方針や事業項目等についての検討をすすめた。

(2) 持続可能な全国大会のあり方の検討

全国大会を持続可能なものとしていくための基本的な考え方や、全国大会をどの都道府県・指定都市でも開催可能なものとするための参加定員設定のルール等について、「拡大正副会長会議」と「総務部会」とで検討を行った。第 2 回評議員会にて進捗を報告のうえ、第 3 回評議員会に上程し、組織の確認事項として承認を得た。

(3) 令和 6 年度第 93 回全国民生委員児童委員大会の開催

令和 6 年 11 月 20 日（水）～21 日（木）に宮崎県宮崎市「シーガイアコンベンションセンター」で全国大会を開催し、2,739 名の参加を得た。

(4) 「被災地民児協支援金」等による災害被災地への支援

- ア、平成 29 年 10 月より開設している「被災地民児協支援募金」（以下、本制度）について、制度の内容は「支援金」であるものの、「募金」という名称が「義援金」等と混同されやすいことから、第 1 回評議員会（令和 6 年 6 月 5 日）において「被災地民児協支援金」に名称を変更し、民児協関係者等への本制度の主旨と運用内容の正しい理解促進を図った。
- イ、災害発生時において、本制度の運営要綱に基づき、被災地での住民支援の初動活動に要する経費等の助成および被災委員への見舞金等の支給を行った。

「被災地民児協支援金」令和6年度支給状況

	災害救助法適用災害名	被災民児協	支払額
1	令和6年7月25日からの大雨被害（令和6年7月25日適用）	1. 秋田県民児協（110万円） 2. 山形県民児協（140万円）	250万円
2	令和6年台風第10号に伴う災害（令和6年8月29日適用）	1. 岐阜県民児協（30万円） 2. 大分県民児協（10万円）	40万円
3	低気圧と前線による大雨に伴う災害（令和6年9月21日適用）	1. 石川県民児連（70万円）	70万円
4	令和6年能登半島地震（令和6年1月1日適用）	1. 石川県民児連（25万円） ※見舞金	25万円
5	令和7年2月4日からの大雪にかかる災害（令和2月7日より適用）	1. 福島県民児協（200万円） 2. 新潟県民児協（80万円） ※うち、見舞金20万円	280万円
6	令和7年岩手県大船渡市における大規模火災にかかる災害（令和7年2月26日適用）	1. 岩手県民児協（10万円）	10万円
			675万円

ウ、大規模災害が発生した被災地の民児協を訪問し、被災地における委員の被害状況と活動上の課題を確認するとともに、全国段階における新たな支援策の検討のため、下記3か所へのヒアリングや現地視察を行った。

実施日	ヒアリング先	経験した災害
令和6年4月15日	富山県民児協 （高岡市、氷見市）	・令和6年能登半島地震（令和6年1月1日災害救助法適用）
令和6年6月7日	新潟市民児連 （新潟市西区）	
令和7年3月24日	石川県民児連 （珠洲市）	・令和6年能登半島地震（令和6年1月1日災害救助法適用） ・低気圧と前線による大雨に伴う災害（令和6年9月21日災害救助法適用）

エ、上記のヒアリングや現地視察等から確認できた課題や、9月27日開催の評議員セミナー（広報・研修部会所管）での協議内容等をもとに、実践事例を交えた対応策や取り組みのポイントなどを示した資料「災害発生時・発災後における委員の支援・フォローの実施に向けた民児協組織の機能・役割の発揮」を作成・発行し、令和7年3月に都道府県・指定都市民児協を通じて周知した（地域福祉推進部会共管）。

オ、被災地で活動する民生委員の心身の負担軽減等の支援ニーズの有無や具体的な支援方法等について引き続き検討をすすめた（地域福祉推進部会共管）。

(5) 表彰審査委員会

第2回総務部会に合わせて開催（令和6年8月1日）し、令和6年度全民児連会長表彰の被表彰者・民児協を下記のとおり決定した（令和6年11月20日の全国大会で表彰を実施）。

表彰種類	受賞数
優良民生委員児童委員協議会表彰	72 協議会
永年勤続単位民生委員児童委員協議会会長表彰	16 名
永年勤続単位民生委員児童委員協議会役員表彰	19 名
民生委員・児童委員功労者表彰（20年表彰）	454 名
永年勤続民生委員・児童委員表彰（10年表彰）	15,883 名
	計 72 協議会・16,372 名

2. 地域福祉推進部会

(1) 民生委員・児童委員活動の環境整備

- ア、市区町村民児協活動実態調査や一斉改選結果分析をふまえた、国、地方自治体、民児協、全民児連への提案事項に基づき、国に対しては令和6年10月8日に開催した全社協福祉懇談会等での要望書の提出や民生委員・児童委員の選任要件に関する検討会での意見提出を行った。都道府県・指定都市民児協に対しては令和6年9月25日付文書にてなりて確保の取り組み推進に関する依頼を行い、各地の民児協に地方自治体と民児協への提案事項をふまえた取り組みをすすめるよう呼びかけた。
- イ、選任要件のあり方に関する地方分権提案への対応のため、国が開催する「民生委員・児童委員の選任要件に関する検討会」に参画し意見を表明した。その結果、本会の主張が反映されるかたちで最終報告がとりまとめられた。また、令和7年度に引き続き国で行われる、なりて確保等の検討の場への提案に向けた論点整理を行った。
- ウ、活動記録の内容を現状に合ったものに見直し、民生委員・児童委員活動の充実および負担軽減につなげるため、作業委員会を設置して検討を行った。項目の変更等の大きな見直しは国の統計にも影響するため、法改正等のタイミングに行う必要があることから、本年度は活動記録の分類表1，2に記載されている例示と具体例の更新作業をすすめた。
- エ、総務省行政評価局における「民生委員・児童委員による証明事務に関する調査」については、令和7年3月28日に公表された報告書に掲載されている見直し事例等も参考に、各地方公共団体独自の規定等に基づく証明事務を所管する関係部局・機関が民生委員による証明事務の廃止や運用の見直しに向けて積極的な検討を行うよう働きかけを図るべく、都道府県・指定都市民児協への情報提供の準備を行った（令和7年4月4日）。

(2) 「地域共生社会」の実現に向けた実態把握と課題提起

- ア、都市部における人口の急激な高齢化や地方部における人口減少、いわゆる「2025年問題」等地域における高齢者を取り巻く課題について、部会委員の所属地域の実態把握を行い、対応を協議した。協議に基づき、認知症高齢者に対する支援をテーマとする特集の実施を機関紙編集委員会に提案した。
- イ、孤独・孤立対策、生活困窮者自立支援の課題について、部会委員の所属する地域の実態把握を行い、本年度から実施している「孤独・孤立対策強化月間」における全国キャンペーンの浸透、推進に向けて老人クラブや社協と事前に話し合いの場を設けることの呼びかけや実施内容を継続的に把握していくことを確認した。

(3) 民児協活動実態調査の実施

単位民児協活動実態調査 2024 の回答を集計・分析し、令和7年3月に報告書を公表した。報告書は、都道府県・指定都市民児協を通じて市区町村民児協に送付し、他の民児協の取り組みや工夫を参考にしながら自らの民児協活動に役立ててもらふことや、全国的な統計データとの比較分析を行って活動の強みや課題を把握したうえで、今後の行政への要望や提言につなげてもらうことを呼びかけた。

(4) 「民生委員制度創設 100 周年活動強化方策」の推進

単位民児協版活動強化方策の策定推進にむけて、令和5年度に作成した「みんなでつくる民児協活動ワークブック」の一層の活用促進のため、策定方法の解説動画を作成した（令和7年4月公開）。

(5) 災害への備えと被災地における民生委員活動、民児協活動の支援

- ア、被災地民児協へのヒアリングや現地視察等から確認できた課題や、令和6年9月27日開催の評議員セミナー（広報・研修部会所管）での協議内容等をもとに、実践事例を交えた対応策や取り組みのポイントなどを示した資料『災害発生時・発災後における委員の支援・フォローの実施に向けた民児協組織の機能・役割の発揮』を作成・発行し、令和7年3月に都道府県・指定都市民児協を通じて周知した（再掲、総務部会共管）。
- イ、被災地で活動する民生委員の心身の負担軽減等の支援ニーズの有無や具体的な支援方法等について引き続き検討をすすめた（再掲、総務部会共管）。
- ウ、現在の被災地の状況や委員活動、民児協活動等を全国大会や機関紙『ひろば』、情報誌『View』を通して発信した。

3. 児童委員活動推進部会

(1) こども家庭庁発足後の対応等

こども家庭庁発足後の制度運用や民生委員および児童委員の制度・活動の一体性の担保について、各自治体における要保護児童対策地域協議会や学校と民児協の関係の変化を、以下 i) ii) の方法で情報収集し、大きな変化がみられないことを確認した。

- i) 都道府県・指定都市民児協に対する悉皆調査
- ii) 児童委員活動推進部会員所属の民児協を対象とした標本調査

また、令和7年1月16日にこども家庭庁成育局長、厚労省社会・援護局長、全民児連による三者協議を実施し、児童委員と主任児童委員の活動上の課題や地域共生社会の実現に向けた施策と民生委員のかかわり等について情報を共有した。

《協議内容》

- i) こども政策の動向と児童委員、主任児童委員活動への影響
- ii) 地域共生社会の在り方検討会の検討における民生委員・児童委員活動
- iii) 児童委員・主任児童委員の活動状況

(2) 主任児童委員制度の現状と課題、今後のあり方整理～主任児童委員制度創設30周年における主任児童委員と児童委員のさらなる連携強化に向けて～

主任児童委員活動の推進に向け、令和6年8月22～23日開催の「全国児童委員・主任児童委員活動研修会」において、中間報告の内容に基づいた課題と今後の主任児童委員活動の推進を行ううえで必要な視点や取り組みに関するプログラムを実施するとともに、部会において検討をすすめ、『制度創設30年を経た主任児童委員のさらなる活動推進に向けて（最終報告）』をとりまとめた。

(3) 児童委員活動の強化推進にむけた参考資料の作成

本年度は児童委員活動の手引きにかえて、『制度創設30年を経た主任児童委員のさらなる活動推進に向けて（最終報告）』を作成し、配布した（再掲）。

(4) 子どもの権利を守るための取り組みの推進

ア、児童委員および主任児童委員の活動における課題や対応に関する学びの場として令和6年8月22日～23日に千葉県千葉市で全国研修会（1日目のみオンライン併用）を開催した（参加者数477名、内訳：対面152名、オンライン325名）。2日目は児童委員と主任児童委員の分科会に分かれ、全国段階での情報交換を実施した（再掲）。

イ、児童委員活動の強化推進にむけた参考資料『制度創設30年を経た主任児童委員のさらなる活動推進に向けて（最終報告）』を作成した（再掲）。

ウ、全民児連ホームページや機関紙『ひろば』、情報誌『View』を通じた児童委員、主任児童委員活動に関連する取り組み等の紹介、「児童福祉週間」や「児童虐待防止推進月間」の周知、その他子どもや子育て家庭の支援制度や施策等にかかわる情報提供を実施した。

4. 広報・研修部会

(1) 委員活動推進のための環境整備

ア、委員活動推進のための情報を広く全国の委員に提供するため、機関紙『ひろば』、情報誌『View』を定期発行した。さらなる誌面の充実や有効活用に向けた方策等

について検討を行った。

イ、『民生委員・児童委員必携第69集』の企画・編集した（令和7年1月発行）。

ウ、ホームページを適宜更新し、委員活動に資する情報等を発信した。

（2）社会的認知を高め、関心を広げるための普及啓発

ア、全国の民児協の広報活動支援

- a. 令和6年度「民生委員・児童委員の日 活動強化週間」において、各地の活動強化週間の取り組みをまとめ、全民児連ホームページに掲載するとともに、厚労省のプレスリリースからも発信するなど、広く周知活動を行った。
- b. 「孤独・孤立対策強化月間」において、民生委員・児童委員、老人クラブ、社会福祉協議会が一体となった全国キャンペーンを実施した。令和7年度は社会福祉法人（社会福祉施設）をくわえて全国キャンペーンを実施することとし、都道府県・指定都市民児協に対して3月18日付文書で、取り組みの呼びかけを行った。

イ、広報支援ツールの提供やPRグッズの頒布

- a. 全民児連ホームページを通し、PR動画やポスターなどの広報支援ツールを提供し、各地の広報活動における活用を呼びかけた
- b. 次期（令和7年12月）一斉改選に向け、WEBやラジオ、新聞折り込みチラシによる、民生委員・児童委員活動のやりがいや魅力の周知を、国庫補助事業（民生委員制度普及啓発事業）として実施した。
- c. 新任候補者向け説明用パンフレットをリニューアルし、わかりやすく簡潔にするとともに、委員のやりがいの声などを盛り込んだ内容にして発行した（新任候補者向け説明用チラシ）。

（3）研修実施方針の決定

コロナ禍でのICT活用の経験を踏まえ、全民児連研修の提供方法の改善について検討をすすめた。今後の方針として、集合研修を基本としつつ、プログラムごとに目的や内容に沿った効率的・効果的な研修方法を検討することとし、令和6年度は全国児童委員・主任児童委員研修会の一部においてオンラインを併用した（児童委員活動推進部会との共管事業）。

（4）評議員セミナー及び民生委員・児童委員リーダー等への研修会の実施

ア、評議員セミナー

- a. 第2回評議員会翌日（令和6年9月27日）に、全社協灘尾ホールにおいて全民児連評議員を対象に「評議員セミナー」を開催し、62名の参加を得た。「災害発生時において求められる民児協の機能や役割」をテーマとし、とくに、全民児連として検討する具体的な支援策や考え方等について、グループワークで議論した。

イ、民生委員・児童委員リーダー等への研修会

- a. 令和6年10月17日（木）～18日（金）に、「民生委員・児童委員リーダー研修会」を全社協灘尾ホール（東京都千代田区）で開催し、154名の参加を得た。委員活動の充実と継続のための民児協組織運営について考える講義・グループワークを行うとともに、セクシュアルマイノリティの人権について学ぶ講義を行った。
- b. 令和7年2月5日（水）～2月7日（金）に、「全国民生委員指導者研修会（第34回民生委員大学）」をロフォス湘南（神奈川県葉山町）で開催し、106名の参

加を得た。認知症高齢者の人権について学ぶ講義、リーダーに求められる役割や委員活動の充実・継続を支える民児協運営について考えるグループワーク等を行った。

5. 機関紙編集委員会

民生委員・児童委員活動に必要な国の施策や地域福祉・児童福祉等の動向、全民児連の取り組みなどについて機関紙『ひろば』、情報誌『View』を通じた情報提供の充実を図るため、委員会を開催し、各号の企画を検討した。

6. 人権・同和に関する特別委員会

- (1) 機関紙『ひろば』に「知っておきたいハラスメント」というテーマで年間連載を実施した。
- (2) 全国大会、各種研修会等で人権関係資料の配布や人権を意識したDVDの放映等を行った。
- (3) 「令和6年度 都道府県・指定都市民児協事務局会議」の事前アンケートで人権課題に関する取り組みを集約し、各都道府県・指定都市民児協へフィードバックした。
- (4) 次期一斉改選に向けて、新任委員を含めた委員の人権意識の向上を図るべく、新たな人権啓発にかかるツールの作成の検討をすすめた。

7. 公務審査委員会

民生委員・児童委員同士の相互扶助に基づく互助事業において、公務審査委員会（全民児連評議員等により構成）を4回開催し、委員活動中に起因する死亡、傷害、疾病にかかる公務給付（決定は全社協会長）の審査等を行った。

Ⅲ. 各種会議・研修事業等の実施

1. 評議員会・理事会・正副会長会議の開催

(1) 評議員会

- 第1回 令和6年6月5日(水)
- 第2回 令和6年9月26日(木)
- 第3回 令和7年3月4日(火)

(2) 理事会

- 第1回 令和6年5月21日(火)
- 第2回 令和6年9月10日(火)
- 第3回 令和7年2月14日(金)

(3) 正副会長会議

- 第1回 令和6年4月30日(火)
- 第2回 令和6年5月7日(火)
- 第3回 令和6年8月26日(月)
- 第4回 令和6年12月3日(火)
- 第5回 令和7年2月3日(月)

拡大正副会長会議

- 第1回 令和6年7月22日(月)
- 第2回 令和6年8月26日(月)
- 第3回 令和6年12月3日(火)

2. 部会・委員会等の開催

(1) 総務部会

- 第1回 令和6年5月1日(水)
- 第2回 令和6年8月1日(木)
- 第3回 令和7年1月29日(水)

表彰審査委員会

- 令和6年8月1日(木)

(2) 地域福祉推進部会

- 第1回 令和6年7月23日(火)
- 第2回 令和6年11月11日(火)
- 第3回 令和7年1月23日(木)

作業委員会

- 第1回 令和6年9月13日(金)
- 第2回 令和6年11月5日(火)
- 第3回 令和7年1月22日(水)

(3) 広報・研修部会

- 第1回 令和6年7月17日(水)
- 第2回 令和6年10月28日(月)
- 第3回 令和6年12月18日(水)

(4) 児童委員活動推進部会

- 第1回 令和6年5月22日(水)
- 第2回 令和6年11月25日(月)
- 第3回 令和7年1月16日(木)

主任児童委員の制度・活動のあり方検討作業委員会

- 第1回 令和6年4月24日(水)
- 第2回 令和6年8月23日(金)

(5) 機関紙編集委員会

- 第1回 令和6年7月2日(火)
- 第2回 令和7年1月17日(金)

(6) その他

公務審査委員会(全国民生委員互助共励事業)

- 第1回 令和6年6月10日(月)
- 第2回 令和6年9月17日(火)
- 第3回 令和6年12月9日(月)
- 第4回 令和7年3月5日(水)

人権・同和に関する特別委員会

- 第1回 令和6年6月18日(火)

民生委員制度創設110周年記念事業 企画推進委員会

- 第1回 令和7年1月15日(水)
- 第2回 令和7年3月21日(金)

3. 研修事業等の実施

(1) 第93回全国民生委員児童委員大会(宮崎大会)

令和6年11月20日(水)～21日(木) シーガイアコンベンションセンター(宮崎県宮崎市)で開催し、2,739名の参加を得た(再掲)。

(2) 全民児連評議員セミナー ※第2回評議員会と連続日程で開催

令和6年9月27日(金) 全社協灘尾ホールで開催し、「災害発生時において求められる民児協の機能や役割」をテーマとした(再掲)。

(3) 民生委員・児童委員リーダー等への研修会

ア、全国民生委員指導者研修会(第34回民生委員大学)

令和7年2月5日(水)～7日(金) ロフォス湘南(神奈川県葉山町)で開催した。

認知症高齢者の人権について学ぶ講義、リーダーに求められる役割や委員活動の充実・継続を支える民児協運営について考えるグループワーク等を行った(再掲)。

イ、民生委員・児童委員リーダー研修会

令和6年10月17日（木）～18日（金）全社協灘尾ホールで開催した。

委員活動の充実と継続のための民児協組織運営について考える講義・グループワークを行うとともに、セクシュアルマイノリティの人権について学ぶ講義を行った（再掲）。

（4）児童委員、主任児童委員に対する研修会

令和6年8月22日（木）～23日（金）東京ベイ幕張ホール（TKP ガーデンシティ幕張）で全国児童委員・主任児童委員活動研修会を開催した（1日目のみオンライン併用）。「こどもまんなか社会」の実現に向けた国の動向や主任児童委員制度創設30周年に関連した講義、パネルディスカッション等を実施した（再掲）。

（5）都道府県・指定都市民生委員児童委員協議会事務局会議

令和6年6月13日（木）～14日（金）全社協会議室（東京都千代田区）で開催した。

厚生労働大臣 武見 敬三 様

令和 7(2025)年度 社会福祉制度・予算・税制等に関する要望書 ～「ともに生きる豊かな地域社会」の実現に向けて～

社会福祉法人全国社会福祉協議会
政策委員会委員長 平田 直之

【福祉分野の重要課題】

「2040 年問題」に向けて、高齢者福祉、介護保険制度の再構築が必要です。また、出生数が 80 万人を割り込むなか、少子化トレンドを反転できるラストチャンスとされる 2030 年までに、総力をあげてスピード感をもった取り組みが喫緊の課題とされています。人口減少、少子高齢化を背景として、社会福祉制度の見直しを含む持続可能な社会保障制度の再構築が求められています。

また、社会保障を担う福祉現場の人手不足が深刻さを増すなか、民間企業においては物価高騰等を踏まえた賃上げが図られ(2024 年春闘第 1 次回答は平均 5.28%・定昇を含む月額 1 万 6,469 円)、月額 6,000 円相当の賃上げにとどまる福祉分野との賃金格差がさらに拡大しています。一方で福祉ニーズや生活課題は一層複雑・深刻化しており、それに対応するためには、相談・支援、ソーシャルワーク機能の強化が必要であり、そのために福祉現場への職員配置基準および抜本的な処遇改善が不可欠です。

さらに令和 6 年能登半島地震をはじめ大規模災害が相次ぐなかにあって、発災時における迅速な災害福祉支援活動の展開とともに、従前より要望を重ねている災害救助法等の災害法制の改正など、平時からの体制整備が急務となっています。

全国社会福祉協議会では、社会福祉協議会、社会福祉法人・福祉施設・事業所、民生委員・児童委員、関係福祉団体との連携・協力のもと、地域の高齢者や障害者、子どもや子育て家庭、生活困窮者等への支援拡充に取り組んできました。

コロナ禍の影響や物価高騰等、社会経済情勢が急速に厳しさを増す中、生活困窮者層や深刻化する孤独・孤立問題への対応等、福祉ニーズは複雑・深刻化しています。地域のなかですべての人々がともに暮らしていくため、コミュニティを再生し、「ともに生きる豊かな地域社会」の実現に向けて、以下の事項を実現していただきますようお願いいたします。

【制度・予算 重点要望事項】

1. 社会保障全体の施策拡充と財源確保
 - (1) 複雑・深刻化する福祉ニーズに適切に対応するため、社会保障・福祉制度施策全体の拡充および財源の確保
2. 地域共生社会の実現に向けた関連施策の拡充
 - (1) 生活困窮者自立支援制度等の相談支援体制の拡充・強化
 - (2) 次期一斉改選(令和7年12月)に向けた民生委員・児童委員のなりて確保のための活動環境の整備
 - (3) 福祉関係法令に基づく相談支援事業の社会福祉事業への位置づけ
3. 喫緊の課題である福祉人材の確保・定着のための施策の拡充と経済情勢・物価高騰に応じた処遇改善の実現
 - (1) 福祉人材確保・定着のため、関係施策の総合的な推進
 - (2) 経済情勢・物価高騰に応じた、他産業と遜色のない処遇改善の実現
 - (3) 福祉施設・事業所における職員配置基準の抜本的な改善
4. 超高齢社会に対応する施策の拡充
 - (1) 急増する在宅サービスニーズを踏まえたサービス提供体系の抜本的見直し
 - (2) 高齢者施設利用者の重度化等に対処するための医療・介護連携の推進
5. 物価高騰等を受けた福祉サービス・事業への確実かつ継続的な財政支援の実施
 - (1) 水道光熱費、燃料費、給食費・委託費等の高騰に対処するための社会福祉法人・福祉施設等への国の補助・支援策の積極的かつ迅速な拡充
 - (2) 社会福祉法人・福祉施設等の整備(老朽改築含む)費用高騰への財政支援強化
6. 災害福祉支援活動の強化に向けた法改正と体制整備および財政支援の充実
 - (1) 災害法制への「福祉」の位置づけの実現
 - (2) 平時から災害発生時まで切れ目のない支援の実現に向け、「災害福祉支援センター」を全都道府県に整備
 - (3) 災害福祉支援ネットワークの体制強化のための財政支援の強化
 - (4) 災害ボランティアセンターの設置・運営に係る人員体制の確保および財政支援の拡充
 - (5) 被災した社会福祉法人・福祉施設への施設整備費補助の拡充および要件緩和等

【税制 要望事項】

1. 社会福祉法人の法人税非課税等の堅持
2. 社会福祉法人の軽減税率、みなし寄付金制度の堅持

【制度・予算 重点要望事項の内容】

1. 社会保障全体の施策拡充と財源の確保

(1) 複雑・深刻化する福祉ニーズに適切に対応するため、社会保障・福祉制度施策全体の拡充および財源の確保

- 福祉ニーズが複雑・深刻化し社会保障全体の施策の拡充が求められるなか、「こども未来戦略」による少子化対策の財源は徹底した歳出改革により確保するとされていますが、他分野の財源を削減することではなく、未来への投資として必要な財源を確保するよう要望します。
- 社会的養護を必要とする子どもと家族への支援、ひとり親家庭、子どもの貧困対策にかかる予算、施策の抜本的な拡充を要望します。
- 高齢者、障害者施策の次期報酬改定に向けて、令和6年度報酬改定の影響を踏まえ、地域間格差や介護事業経営の実態把握と検証とともに、適切な負担と給付のあり方について検討してください。

2. 地域共生社会の実現に向けた関連施策の拡充

(1) 生活困窮者自立支援制度等の相談支援体制の拡充・強化

- 生活困窮者の増大等に対処するため、生活困窮者自立支援制度等の相談支援体制の強化を要望します。また、コロナ特例貸付借受人の自立支援、生活再建支援の推進に向けて包括的な支援を展開するため、社協と自立相談支援機関の連携強化が図られるよう、自治体に対する指導を行ってください。

(2) 次期一斉改選(令和7年12月)に向けた民生委員・児童委員のなりて確保のための活動環境の整備

- 次期一斉改選(令和7年12月)に向け、国および地方自治体における民生委員・児童委員に関する広報活動の強化と、市町村におけるなりて確保に係る積極的かつ継続的な働きかけを要望します。
- 民生委員・児童委員の研修、委員同士や事務局間での効果的な情報共有、連携強化のため、ICT活用に向けた基盤整備、弁護士等専門家による助言体制確保等に係る財政支援を要望します。
- 厚生労働大臣の委嘱のもと、無報酬で活動を行う民生委員・児童委員が安心して活動できるよう、活動保険保険料の全額公費化(現在は国が1/2負担)とともに、民生委員・児童委員活動費、地区民生委員協議会活動推進費の地方交付税等算定基準額の増額を要望します。

(3) 福祉関係法令に基づく相談支援事業の社会福祉事業への位置づけ

- 複雑・深刻化する福祉ニーズに対して、アウトリーチを含めた相談支援機能の強化が求められています。あらゆる分野における相談支援事業は福祉支援の根幹であることから、福祉関係法令に基づくすべての相談支援事業等を、社会福祉事業に位置付け、相談支援体制の強化を図ることを要望します。

3. 喫緊の課題である福祉人材の確保・定着のための施策の拡充と経済情勢・物価高騰に応じた処遇改善の実現

(1)福祉人材確保・定着のため、関係施策の総合的な推進

- 多様な福祉人材の確保・定着に向けて、国、地方自治体は福祉人材センター等と連携して、社会福祉施設・事業所の魅力発信の取り組みを一層強化するよう要望します。
- 育児や介護と仕事の両立や、多様な働き方が推奨される社会において、職員一人ひとりが長く働き続けられるよう、働き方改革をふまえた職場環境整備が図られるよう事業者支援の拡充を要望します。
- 福祉現場における ICT 化等のテクノロジーの活用は、福祉サービスの質向上や職員の負担軽減、職場環境の改善を目的とすべきものであり、公的価格の引下げを目的とした実施や職員配置基準の緩和措置等を行わないよう要望します。

(2)経済情勢・物価高騰に応じた、他産業と遜色のない処遇改善の実現

- 民間企業等における賃金改善が図られるなかにあって、全産業平均との遜色ない福祉従事者の賃金水準を確保するため、報酬等の臨時改定など、早急かつ大幅な処遇改善を要望します。
- 処遇改善施策の拡充にあたっては、すべての福祉従事者の賃金改善を実現すべく、これまで対象となっていない福祉サービス・職種を対象とし、財源の積み増しを要望します。

(3)福祉施設・事業所における職員配置基準の抜本的な改善

- 感染症や災害等の緊急時に迅速かつ適切に対応できるよう、社会福祉施設・事業所、社会福祉協議会の職員体制の強化、および即応的な医療支援や施設間での応援職員派遣が行われる体制構築を要望します。
- 地域生活課題が複雑・深刻化するなか、包括的支援体制等を構築するうえでは、地域の福祉拠点としての専門性とノウハウを有する社会福祉施設・事業所のソーシャルワーク機能を高めることが必要です。配置職員の拡充、ソーシャルワーク専門職等の加配を行うとともに、報酬のさらなる引き上げを要望します。

4. 超高齢社会に対応する施策の拡充

(1)急増する在宅サービスニーズを踏まえたサービス提供体制の抜本的見直し

- 訪問介護事業所が地域で事業を継続できるよう、基本報酬やサービス提供体制の抜本的見直しおよび処遇改善加算取得の弾力化を要望します。
- 地域支援事業の包括的支援事業および保険者機能強化推進交付金・介護保険者努力支援交付金の増額を要望します。
- 地域包括支援センター職員の業務負担軽減に向け、介護予防支援の居宅介護支援事業所への業務委託促進のため、介護予防支援給付費の増額を要望します。

(2)高齢者施設利用者の重度化等に対処するための医療・介護連携の推進

- 高齢者施設・事業所利用者の自立支援・重度化防止等を推進するうえで、医療機関、外部のリハビリテーション専門職や認知症に関する専門機関等との連携とともに、施設・事業所に配置される専門職の活用の促進がさらに図られるよう、関連する報酬等を増額し、医療・介護連携を推進することを要望します。

5. 物価高騰等を受けた福祉サービス・事業への確実かつ継続的な財政支援の実施

(1)水道光熱費、燃料費、給食費・委託費等の高騰に対処するための社会福祉法人・福祉施設等への国の補助・支援策の積極的かつ迅速な拡充

- 水道光熱費、燃料費、給食費・委託費等に係る積極的な補助・支援策の拡充を要望します。また、自治体の支援メニューや補助額等に格差が生じないよう自治体への指導等を要望します。

(2)社会福祉法人・福祉施設等の整備(老朽改築含む)費用高騰への財政支援強化

- 建設費等の高騰により、建替や大規模修繕等が実施できないなどの課題が生じており、施設整備費等の補助額引き上げとともに、建設業従事者の働き方改革に伴う工期の長期化等の影響を踏まえた補助要件等の弾力的な運用を要望します。

6. 災害福祉支援活動の強化に向けた法改正と体制整備および財政支援の充実

(1)災害法制への「福祉」の位置づけの実現

- 災害救助法制定から75年以上が経過しています。この間、福祉諸制度の整備が図られてきたものの、災害発生時に「福祉」支援が応急救助の枠組みから外れているという課題があります。災害救助法等、災害法制と福祉法制の連携を図ることで、社会的脆弱性のある人びとを「福祉」の視点から支える枠組みを構築できるよう、災害法制へ「福祉」を位置付けることを要望します。

(2)平時から災害発生時まで切れ目のない支援の実現に向け、「災害福祉支援センター」を全都道府県に整備

- 健康や生活面において課題を有する人びとは、被災によってその課題がより深刻化・長期化する傾向があります。また、災害発生を契機にそれまでは支援がなかった人も支援が必要になるケースも生じます。こうした人びとに迅速に寄り添い、適切な支援を行うために、平時からの体制整備の中核となる「災害福祉支援センター」を全都道府県に整備し、災害派遣福祉チーム(DWAT)活動や災害ボランティアセンター等の活動を総合的に展開できる体制を構築できるよう、施策・予算の確保・拡充を要望します。

(3)災害福祉支援ネットワークの体制強化のための財政支援の強化

- 全都道府県に設立された災害福祉支援ネットワークにおいては、DWATのチーム員ならびに専門人材(災害福祉支援コーディネーター等)の継続的な育成、近隣県やブロック同士の実働的訓練の機会確保、国民に向けた周知等を継続的に図っていくことが

重要であり、それを担う事務局体制強化のための財政措置拡充を要望します。

- 災害福祉支援ネットワーク中央センターが、発災時に全国的な DWAT 活動・派遣等の円滑な調整等を行えるよう、体制整備に係る財政措置拡充を要望します。

(4)災害ボランティアセンターの設置・運営に係る体制の確保および財政支援の拡充

- 災害発生時に災害ボランティアセンターの設置・運営を担う社協が、平時からの備えを進められるよう、職員体制の確保や ICT 活用の促進を図るとともに、発災時の災害ボランティアセンターの設置・運営に対する公費（災害救助事務費等）対象経費の拡充を要望します。

(5)被災した社会福祉法人・福祉施設への施設整備費補助の拡充および要件緩和等

- 事業再開、復興が早期かつ円滑にすすめられるよう、被災施設の補修、建替等の補助要件緩和や手続きの簡素化等を要望します。
- 社会福祉法人・福祉施設におけるサービス形態に応じた事業継続計画（BCP）策定が実効性ある取り組みにつながるよう、各自治体における情報共有や計画策定に向けた環境整備を要望します。

【要望事項】

1. 地域共生社会の実現に向けた関連施策の拡充

- (1) 重層的支援体制整備事業の必須事業化、移行準備事業・都道府県後方支援事業の拡充
 - 重層的支援体制整備事業は市町村によって取り組み状況に格差があるため、必須事業化を図るとともに、移行準備事業・都道府県後方支援事業の拡充を要望します。
- (2) 社会福祉協議会職員の正規化および増員による支援機能強化の推進
 - 福祉活動専門員および福祉活動指導員にかかる地方交付税積算額の引き上げなどを踏まえ、各自治体が社協の体制強化に向けて適切に財源確保を行うよう、国による指導を要望します。
- (3) 包括的支援体制の構築および柔軟な実践を促進するため、社会福祉法人に対する規制の緩和・撤廃
 - 地域生活課題に対応する包括的支援体制構築と柔軟な実践の促進のために、社会福祉法人に対する資金使途制限の緩和、既存の施設・設備の柔軟な活用が可能となるよう、制度横断的な規制緩和・撤廃を要望します。
 - 包括的支援体制整備や生活困窮者自立支援施策の実施において、措置施設等を積極的に活用するよう、自治体への国による指導を要望します。
- (4) 生活困窮者支援施策および福祉施設等の体制の拡充
 - ①生活福祉資金の償還免除規程の見直し
 - 東日本大震災等の長期滞留債権についての整理とともに、借受人の自立促進や財務の健全化の面から、その生活状況をふまえ、速やかな償還免除が可能となるよう、生活福祉資金の償還免除規程の見直しを要望します。
 - ②福祉医療施設（無料低額診療事業）の積極的な活用
 - 各地域における包括的支援体制や生活困窮者自立支援施策に無料定額診療事業を適切に位置づけ、その実施主体である福祉医療施設のネットワークへの参画や積極的な活用が図られるよう、市町村、福祉事務所や自立相談支援事業所等に対する働きかけを要望します。
 - ③救護施設等、保護施設の機能強化に向けた運用等の改善と「地域移行定着支援員（仮称）」の制度化
 - 救護施設の利用者が地域移行した後も、救護施設職員によるきめ細やかな伴走型支援を受けられるよう、「地域移行定着支援員」（仮称）の配置を要望します。
- (5) 住宅確保要配慮者への支援に向けた体制の整備
 - 高齢者や低額所得者、障害者などの住宅確保要配慮者が安心して居住できる環境の整備に向け、居住支援協議会をすべての都道府県および市町村に設置義務化するとともに、居住支援法人および居住支援協議会の安定運営に向けて財政支援の拡充を要望します。

- 住宅確保要配慮者の緊急一時的な支援やニーズに応じた住まい確保のため、養護老人ホーム等社会福祉施設を積極的に活用するよう自治体への指導を要望します。

(6) 地域生活定着促進事業予算の増額

- 地域生活定着促進事業は、基準額の増減により安定した支援体制の確保が難しい状況となっており、安定した支援体制の確保のための国庫補助基準額の検証と予算増額を要望します。
- 支援対象者の受け皿の拡大に向けて、障害福祉サービスにおいては「地域生活移行個別支援特別加算」や「社会生活支援特別加算」が設けられている一方、高齢者福祉サービスでは該当する加算等がないことから、複雑な課題を抱える高齢者を支援するための通所系・入所系のサービスに特別加算の創設を要望します。

(7) 介護福祉士修学資金等貸付制度等推進のための予算の確保と償還免除要件の緩和、償還事務体制の確保に向けた予算増額

- 介護福祉士修学資金等貸付制度等について、特に複数年にわたる貸付においては貸付時に必要な貸付原資総額が確保されること、また、適切な債権管理のために必要な事務費等が確保されることを要望します。

2. 喫緊の課題である福祉人材の確保・定着のための施策拡充と経済情勢・物価高騰に応じた福祉分野の処遇改善の実現

(1) 報酬・措置費・公定価格の見える化と今日的検証

- 介護や障害福祉サービス等報酬・措置費・公定価格について、積算項目が実態に即した内容となっているか、それぞれの積算内容および積算額の見える化と検証、使途の弾力化を要望します。

(2) 職員の専門性向上、資格の複数取得促進のための予算確保と専門人材に対する処遇の改善

- サービスの質の確保・向上のためには、限られた人員でより幅広い対応を可能とするよう、複数資格取得の促進に向けた予算措置、および専門人材がその専門性に見合った処遇が図られるよう改善を要望します。

(3) 外国人介護人材受入れのための環境整備

- 外国人介護人材が安心して福祉現場で働き続けられるよう、就学や生活支援等、受入れ環境の整備に係る財政措置の拡充を要望します。

(4) 学校教育における福祉分野への理解促進

- 福祉人材の確保に向けては、福祉の仕事の魅力発信、また学齢期からの啓発が重要であり、学校や教育委員会との連携・協力が不可欠です。とくに進路指導にあたる教職員の影響が大きいことから、関係者の連携が円滑に行われるよう、福祉人材センターが実施する啓発事業やキャリア教育等への協力等について、厚生労働省から文部科学

省に対する協力要請を要望します。

- 社会保障教育は、国民一人ひとりが、社会保障の意義や仕組みを理解し、身近な地域の支え合い・助け合いの担い手であることを主体的に学ぶ機会であり、いざというときに制度やサービスを活用できるようにすることが重要です。社会保障教育を小・中・高校あるいは地域で推進するため、その担い手となる市区町村社協への財政措置を要望します。

(5) 福祉人材センターの機能強化のための財源確保

- 福祉人材センター職員には、事業者や求職者との信頼関係の構築、相談やマッチング、事業所支援のスキル向上等が求められています。そのためにはセンター職員の継続的・安定的な雇用環境の確保、キャリア支援専門員の正規職員化および増員を要望します。
- 福祉人材センターが、多様な人材の確保・育成、きめ細かなマッチング、離職防止・定着促進、事業所の生産性の向上、福祉・介護の仕事の魅力発信など様々な事業を拡充できるよう、安定的な財源の確保および増額を要望します。

3. 超高齢社会に対応した施策の拡充

(1) 老人クラブ活動を推進する体制の充実および老人クラブ活動等助成費の充実

- 老人クラブ活動をとおして、地域における高齢者の健康づくりや相互の支え合い、見守りやサロン活動を広げていくために、引き続き十分な助成費の確保を要望します。

(2) 介護保険の利用にかかる低所得者等の利用者負担軽減措置の実施

- 介護保険料および利用負担等が累次で引き上げられるなか、低所得者等が必要な介護サービスを利用できないことがないよう、低所得者等に対するきめ細やかな負担軽減措置を講じるよう要望します。

4. 権利擁護体制の拡充に向けた各種事業の見直し

(1) 成年後見制度利用促進のための中核機関の体制整備に向けた財政措置の拡充および法令上の明確化

- 第二期成年後見制度利用促進基本計画に示された権利擁護支援ネットワークの充実に向けて、中核機関に専門職が配置できるよう、財政措置の拡充を図るとともに、中核機関を法令上、明確に位置づけるよう要望します。

(2) 法人後見の実施体制に関する実態把握、財政的支援の拡充

- 社協が法人後見を積極的に進めることができるよう、実態把握を行ったうえで、実務を担う職員の配置をはじめとする財政措置の拡充を要望します。

(3) 日常生活自立支援事業の体制強化、実施要領および実施体制の見直し

- 認知症高齢者の増加などに伴う需要増加や課題の複雑化に対応するため、日常生活自立支援事業の実施体制強化を要望します。
- 地域の支援関係者や行政の理解促進、適切な役割分担、本事業のサービス平準化に向

- け、意思決定支援や権利擁護支援等、日常生活自立支援事業が果たすべき役割や、福祉事務所をはじめとした福祉関係機関との役割分担を実施要領に明記してください。
- 成年後見制度利用促進や包括的支援体制の構築との連動を図るため、市町村においても日常生活自立支援事業を直接実施できるよう、制度の抜本的な改善を要望します。
 - 事業の透明性を確保するため、運営適正化委員会の体制強化、今日的な運営監視のあり方について検討し、必要な見直しを図るよう要望します。

(4) 福祉サービスの質の向上に向けた第三者評価事業および運営適正化委員会事業の早期見直しと改善の実施

- 創設から20年余が経過した福祉サービス第三者評価事業について、本会（全社協）「福祉サービス第三者評価事業の今後のあり方に関する検討会 報告書」（令和4年3月）をふまえ、制度全体に係る改善を早期に図るよう要望します。
- 都道府県福祉サービス第三者評価事業推進組織を支援するため、「ナショナルセンター（仮称）」の設置を早急に検討するよう要望します。
- 現在、第三者評価事業の全国推進組織の役割を本会が担っていますが、全国推進組織の役割とされる社会的養護関係施設の第三者評価基準の見直しや受審結果の公表に対する国の補助金はなく、関係施設の養育の質の向上を図るためにも、これらの実施に必要な補助金を確保するよう要望します。
- 制度創設から20年余が経過した運営適正化委員会事業について、全社協の「運営適正化委員会事業のあり方に関する検討会 報告書」（令和5年3月）をふまえ、運営適正化委員会事業の改善を早期に図るよう要望します。

5. すべての子どもの育ちを支えるための体制整備と支援の拡充

(1) 真に必要な養育・支援につなぐ都道府県社会的養育推進計画の策定

- 令和7年度から令和11年度を期間とする新たな社会的養育推進計画の策定について、数値目標にとらわれず、真に必要なニーズと地域の実情に即した推進計画が施設関係者の参画のもとで策定されるよう強く要望します。

(2) 都道府県・市区町村における乳児院、児童養護施設、母子生活支援施設等の積極的な活用

- 複雑・深刻な課題のある子どもや子育て家庭を支えていくためには、社会的養護施設の機能と専門性が十分に発揮される必要があり、改正児童福祉法等のもとで拡充される市区町村における地域子ども・子育て支援事業の実現について、国による積極的な働きかけを要望します。
- 都道府県、児童相談所、市区町村との連携・協働のもと、自治体の財政格差や判断に左右されることなく、施設への措置入所や在宅支援が確実に行われるよう要望します。

(3) 保育所における配置基準の改善

- 1歳児の職員配置基準の改善（6：1→5：1）は「加速化プラン」の早期に検討するとされており、1歳児の配置基準の改善を要望します。

- 2歳児の配置基準については言及されていませんが、応答的なかわりが重要な時期である2歳児についての改善を要望します。
- 4・5歳児の配置基準25:1、1歳児の配置基準5:1は、「子ども・子育て支援新制度」制定時に確認された内容であり、今日において子ども・子育てを取り巻く状況は厳しく変化しています。看護師や栄養士、調理員、事務員等の保育士以外の職員の配置基準も含め、その配置基準が適切なのか、検証と見直しを要望します。

(4) 子ども・子育て家庭を支援する人材の位置づけの明確化

- 「かかりつけ相談機関」や「こども誰でも通園制度」などの実施にあたっては、中核的な役割を担う主任保育士の配置が必要ですが、主任保育士は要件を満たした場合に加算による配置とされており、公定価格上の配置基準に含める専任必置化を要望します。

(5) 人口減少地域における保育施設・保育事業の確保施策等の実施

- 人口減少地域において、子どもの育ちを保障し、子育て家庭を支援するため、認可を受けた保育施設等を地方自治体が責任をもって維持し、保育を提供できる施策を実現するよう要望します。
- 人口減少地域では、保育人材の確保も含め、地域の保育ニーズに即した保育の提供が喫緊の課題であり、地方版「子ども・子育て会議」を活性化させ、地域の保育の提供を維持するよう自治体への働きかけを要望します。
- 主任保育士専任加算等のさらなる要件緩和や保育士・保育教諭等の確保に向けた予算措置、自治体と施設の密接な連携など、地域における保育事業継続に向けた取り組みが直ちに実現されるよう要望します。

6. 障害福祉サービスの拡充および障害者の地域生活支援の充実

(1) 障害者の地域生活を支援する地域生活支援拠点の拡充およびホームヘルプサービスの利用拡大

- 障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制「地域生活支援拠点等」に地域生活の維持に必要な3つの機能、①権利擁護の拠点機能、②災害時支援・防災対策機能、③居住支援機能の追加を要望します。
- 共同生活援助（グループホーム）で生活する障害者が、個人単位でホームヘルプサービスを利用することができる制度の恒久化を要望します。

(2) 障害者支援施設が行う医療的ケアの安全性の確保

- 医療的なケアを必要とする利用者が、安心・安全に夜間を過ごすことができるよう、夜間看護職員体制加算の単価引き上げを要望します。
- 令和3年度報酬改定において障害児通所支援で新設された医療的ケア児を評価する基本報酬同様、医療的ケア「者」を評価する基本報酬の新設を要望します。

(3) 働く場の利用者負担の廃止

- 「障害者は職業リハビリテーションを無料で受ける資格がある」とされている ILO 国際基準に基づき、障害児者の居住地やどこで誰と住むかの選択肢を削ぐ要因とならないよう、障害福祉サービス等の「働く場」の利用者負担の全廃を要望します。
- (4) 障害者の就労支援に向けた施策の拡充**
- 障害者の工賃向上を図るための優先調達の一層の推進を要望します。そのために、工賃向上を図るべく、行政機関に継続的な取り組みを要請するとともに、不適正な条件（価格等）の発注例を積極的に公表し、意識啓発を図ってください。また、障害者優先調達推進法の「基本方針」において、生保・社会事業授産施設を優先調達対象の障害者就労施設のひとつとみなすことを要望します。
 - 障害者就労支援事業所の生産設備導入・更新に対する補助制度の創設を要望します。
- (5) 障害福祉施設や地域で暮らす障害者の福祉機器・ICT 等の活用に向けた財政措置の拡充**
- サービスの安全や質の確保、職員の負担軽減につなげるためにも、介護報酬で令和 6 年度に新設された「生産性向上推進体制加算」と同様の加算を、障害福祉サービス等報酬においても創設することを要望します。

【税制要望事項の内容】

1. 社会福祉法人の法人税非課税等の堅持

- 少子高齢・人口減少が到来するなか、地域に必要な福祉サービスを維持・存続させるために社会福祉法人の果たす役割や機能はより一層重要となっています。また、コロナ禍で複雑・深刻化した生活困窮、孤独・孤立といった地域生活課題への対応においても社会福祉法人は積極的な取り組みを進めており、そうした取り組みの促進も重要となっています。
- 福祉サービスの提供と地域づくりの双方を安定的・継続的に行うためにも、社会福祉法人制度の根幹でもある法人税非課税の堅持を要望します。

2. 社会福祉法人の軽減税率、みなし寄付金制度の堅持

- 収益事業に係る軽減税率、みなし寄付金制度は、公益目的の活動に係る財源確保のためのものであり、社会福祉事業、公益事業や公益的な諸活動の実践を展開・促進するうえで重要なものとして堅持を要望します。

【要望団体】

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 政策委員会

(構成組織)

都道府県・指定都市社会福祉協議会
市区町村社会福祉協議会〈地域福祉推進委員会〉
全国民生委員児童委員連合会
全国社会就労センター協議会
全国身体障害者施設協議会
全国保育協議会
全国保育士会
全国児童養護施設協議会
全国乳児福祉協議会
全国母子生活支援施設協議会
全国福祉医療施設協議会
全国救護施設協議会
全国地域包括・在宅介護支援センター協議会
全国ホームヘルパー協議会
日本福祉施設士会
全国社会福祉法人経営者協議会
障害関係団体連絡協議会
全国厚生事業団体連絡協議会
高齢者保健福祉団体連絡協議会
全国老人クラブ連合会

民生委員・児童委員のなりて確保 地方公共団体への働きかけと活動環境整備について 要 望

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
全国民生委員児童委員連合会
会 長 得 能 金 市

全国約 23 万人の民生委員・児童委員は、地域住民の個別の相談支援、福祉サービスの利用支援、さらに関係行政機関の業務への協力など、地域福祉推進のための幅広い活動を行っている。

現在、地域共生社会の実現のため、令和 7 年を目途に、地域住民の複雑化・複合化した生活課題、福祉・介護ニーズに対応する包括的な相談・支援提供体制が市区町村に構築される動きがあり、民生委員・児童委員においては、地域の関係機関、団体とのさらなる連携・協働が求められている。

また、こども基本法に基づく「こども大綱」や、こども未来戦略をもとに、こども・子育て支援策が具体的な取り組みとなるなか、本年 1 月に制度創設 30 周年を迎えた主任児童委員制度にも期待が寄せられるところとなっている。

一方で、地域社会や住民意識の変化、地域住民の抱える生活課題の多様化、困難化等もあり、民生委員・児童委員の活動上の負担感の増えるなかで、なりて確保の問題が顕在化してきている。

今後、超高齢社会において、単身高齢者世帯等の増加や困難な課題のある住民も増えていくなかで、地域によってはきわめて多くの世帯を担当する民生委員・児童委員も存在しており、個人の力による委員活動は限界となってきているといえる。

来年 12 月には、全国の民生委員・児童委員の一斉改選が予定されているが、民生委員・児童委員の人員確保に向けて自治体に取り組むよう、早期の働きかけとともに、民生委員・児童委員のなりて確保に向けた環境整備を実現いただきたく以下について要望するものである。

(要望事項)

1. 地域で相談支援を担う民生委員・児童委員の活動環境整備の強化

地域で支援を必要とする人々、孤独・孤立の状態にある高齢者等に民生委員・児童委員は日常的に関わり、支えている。生活課題や福祉ニーズがますます増える中で、さらなる支援活動を展開していくためには以下のような民生委員・児童委員活動の環境整備を強化することが必要であり、具体的な実現を図られたい。

① なりて確保の働きかけと広報の強化

- ・ 委員の選任に自治会の協力が必要な現状をふまえ、自治会を所管する総務省に対し、厚生労働省および子ども家庭庁の責任において、省庁間の情報共有や連携強化をもとに、民生委員・児童委員活動の意義や内容を理解してもらうよう働きかけを進められたい。そのうえで、総務省より市町村行政等に対する選任への取り組み強化の要請文書を発信していただきたい。

② 配置基準／年齢要件／活動費の見直し等、地方自治体の適切な運用に向けた周知

- ・ 委員活動の多様化、複雑化の現状を踏まえ、たとえば民児協における複数委員による相互支援など、活動上の負担軽減に向けた民児協による柔軟な対応を可能とするための支援策を講じられたい。
- ・ その他、配置基準や選任要領に示す要件が参酌基準であることを示すとともに、必要となる定数とともに年齢要件の設定について地域の実情に応じて適切に対応するよう広く周知されたい。
- ・ 地方交付税措置となっている民生委員活動費については、国の積算基礎に上乗せしている地方自治体もあれば、算定基礎の定額を支給しているところがあるなど地域差がある。複雑多様化する課題への対応に伴う活動量の増加、さらに物価高騰などの影響等を踏まえ、各自治体の実態把握を行った上で、活動費の全体的水準の引き上げをされたい。

③ ICT環境の整備

- ・ 委員活動のデジタル化を推進すること。
- ・ そのためにも民生委員・児童委員の IT リテラシーの向上に向け、機器や端末を配備するためだけでなく、情報技術(IT)に関する相談支援の人材確保、マニュアルの作成、将来に必要となる保守・メンテナンス費用等、各地の柔軟な取り組みのための予算措置を図られたい。

④ 活動保険料の全額公費負担化

- ・ 安心して活動できる環境づくりのために、現在 2 分の 1 を自己負担している活動保険の保険料を全額公費負担化されたい。

⑤ 研修強化支援

- ・ 令和4年12月改選後の新任委員への学びの機会の確保とともに、民生委員・児童委員に期待される役割が多様化し、その活動の重要性が増すところとなっている。ついては、民生委員法や児童福祉法において規定されている研修に関する都道府県知事の責任を果たすための予算措置や働きかけを行っていただきたい。

⑥ 企業等への働きかけ

- ・ 基礎自治体(行政)の責任において、民生委員・児童委員の改選に向けて、早期に自治会、住民組織、社会福祉協議会・社会福祉法人・福祉施設等組織、地元企業等商業関係者等への周知と働きかけを十分に行いながら、地域ぐるみで選任に向け対応を進めるよう積極的に勧奨されたい。

2. こども・子育て施策における児童委員、主任児童委員の活動環境の整備と役割の明確化

主任児童委員制度は今年30年の節目を迎えたが、当時の子ども・子育てを取り巻く環境や課題は大きく変化している。主任児童委員の制度や活動の振り返りと評価を行いつつ、こども家庭庁の創設、こども大綱、子ども・子育て支援法の改正等の動きのなか、児童委員、主任児童委員への期待と役割等について、制度設計の主体者としての基本方針等を明示してほしい。

全社民生発第 73 号
令和 6 年 9 月 25 日

都道府県・指定都市民生委員児童委員協議会 会長 各位

全国民生委員児童委員連合会
会長 得能金市
(公印略)

次期改選（令和 7 年 12 月）に向けた民生委員・児童委員のなりて確保の 取り組み推進について（ご依頼）

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

現在、厚生労働省は令和 5 年の地方分権提案を受け民生委員・児童委員の担い手不足対策のひとつとして「民生委員・児童委員の選任要件に関する検討会」を開催し、居住要件の緩和について検討しています。

居住要件を緩和することは、地域住民の一員として生活者の視点で活動する委員制度の本質を損う恐れがあるため、全民児連としては明確に反対しています。そして、全民児連はなりて確保のために、自治体の主体的な取り組みや委員活動の負担軽減、積極的な広報など、幅広い取り組みを検討・実施するよう求めています。

同検討会の協議が難航していることから、なりて確保の問題に再び注目が集まりつつある今、あらためて各県・市民児協においても、なりて確保に向けた考え方についての議論と具体的な取り組みを進めていただければと存じます。

全民児連では、令和 6 年 6 月に「令和 4 年 12 月の民生委員・児童委員一斉改選結果に関する総括となりて確保のための提案」をとりまとめています。本提案は、5 都県 3 市の計 18 市区町村へのヒアリングに基づき「国」「地方公共団体」「全民児連」「各地の民児協」それぞれにおける、なりて確保のために有効と考えられる取り組みをまとめています。「地方公共団体」および「各地の民児協」への提案をふまえ、来年の一斉改選に向けて「新しいなりてが推薦されやすい仕組みづくり」「委員活動を続けやすい環境づくり」のためにできる限りの取り組みを進めていただきたくとともに、貴下民児協に対して、周知と提案事項の取り組みを呼びかけていただきますようお願い申し上げます。

記

1. 「地方公共団体」「各地の民児協」に取り組みを依頼したいこと

【地方公共団体に取り組みを依頼したいこと】

（1）実情に合った配置基準や選任要件の検討

- (2) なりて確保への主体的な取り組み
⇒推薦方法の多様化の検討
⇒自治会等の候補者推薦母体への丁寧な説明
⇒民生委員活動に関する理解促進のための主体的な取り組み
- (3) 民生委員の困りごとの相談先の整備
- (4) 業務の見直し
- (5) 研修や情報交換の場の充実
- (6) 単位民児協運営の支援
- (7) 欠員地域への対応
- (8) 企業への働きかけ
- (9) 事務局機能の強化

【各地の民児協に取り組みを依頼したいこと】

- (1) 委員が活動しやすい環境づくり
- (2) 働きながら活動する委員への理解
- (3) 時代の変化や所属委員の状況に合わせた活動の見直し
- (4) 水平型組織としての単位民児協運営
- (5) 意見具申の実施
- (6) 普段の活動のなかでの意識づけ
- (7) やりがいの発信

※上記項目の詳細は別紙を参照ください。

2. 「令和4年12月の民生委員・児童委員一斉改選結果に関する総括となりて確保のための提案」報告書について

報告書は、全民児連ホームページに掲載しています（5.民生委員・児童委員活動に関する調査報告書等（PDF）⇒（10）に掲載）。

URL <https://www2.shakyo.or.jp/zenminjiren/mj/>

QRコード



【お問い合わせ先】

全国民生委員児童委員連合会（全社協民生部） 担当：福山
〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル
TEL 03-3581-6747 FAX 03-3581-6748（民生部共通） z-minsei@shakyo.or.jp

令和4年12月の民生委員・児童委員一斉改選結果に関する総括となりて確保のための提案（一部抜粋）

令和6年6月、全民児連は『令和4年12月の民生委員・児童委員一斉改選結果に関する総括となりて確保のための提案』（以下、本提案）をとりまとめました。

本提案は、民生委員のなりて確保や委員活動継続のためにさまざまな取り組みをしている地域にヒアリングを行い、その内容から「国」「地方公共団体」「全民児連」「各地の民児協」に対して、なりて確保のために有効と考えられる取り組みを整理しています。

以下、第3章第2節の「地方公共団体」と「各地の民児協」への提案内容を抜粋してご紹介します。

1. 地方公共団体に取り組みを依頼したいこと

(1) 実情に合った配置基準や選任要件の検討

- ◇ 配置基準および選任要件は都道府県・指定都市・中核市で定めることができるものであることを踏まえ、必要に応じて以下を働きかける。
 - 各地域の実情をふまえた設定ができるよう、必要に応じて検討すること
 - 検討する場合には各地域の民児協の意見を聴く機会を設けること
- ※とくに定数については、世帯数のみを考慮して設定するべきものではなく、民児協の考えや民生委員活動の状況をふまえて、配置基準となる世帯数の見直しは実施しないとしても、定数自体は定期的な見直しが必要と考えられる。

(2) なりて確保への主体的な取り組み

- ◇ 民生委員・児童委員は厚生労働大臣委嘱であるが特別職の地方公務員という位置づけであり、都道府県・指定都市や市区町村といった地方自治体におけるなりて確保への主体的な取り組みの実施を要請する。
- ◇ なお、国においては令和6年度から生活困窮者支援等のための地域づくり事業を拡充し、「地域の実情や課題に応じた民生委員の担い手確保対策」に関する予算を新設している。民生委員が活動しやすい環境の整備やなりて確保に向けた都道府県・指定都市・市区町村の取り組みに補助をするものであるため、なりて確保の各種取り組み実施の際には積極的な活用を促す。

【推薦方法の多様化の検討】

- ◇ 自治会を推薦母体とする場合、必要に応じて、他の関係機関へは協力依頼を出す、候補者がいるものの自治会とつながっていない場合は行政や民児協事務局が自治会とつなぐ、行政や社協が関わった地域住民で地域活動に関心の高い方を自治会に紹介するなど、推薦方法の見直し検討を促す。
- ◇ また、地域の実情をふまえつつ、推薦準備会を設置して地域の多様な関係機関・住民の協力のもと、なりて確保に取り組むことも考えられる。

【自治会等の候補者推薦母体への丁寧な説明】

- ◇ 自治会の担当課と連携をとり、自治会長が集まる機会に行政から民生委員について説明をする、自治会長を対象とした研修などに民生委員に関するプログラムを入れる、とくに必要と考えられる場合には行政から個別に自治会長にアプローチするなど、自治会の民生委員に関する理解を促進するための取り組みを行う。
- ◇ 併せて、自治会に民生委員の推薦を依頼する際には、現任の民生委員や単位民児協会会長など、民生委員関係者と相談するよう伝える。

【民生委員活動に関する理解促進のための主体的な取り組み】

- ◇ 地方自治体として、各地の民児協と連携しながら、積極的に民生委員活動に関する理解促進のための広報への取り組みを促す。

(3) 民生委員の困りごとの相談先の整備

- ◇ 民生委員の負担軽減のためにも、つなぎ先に困ったとき、緊急対応が必要になったときなどの相談先を、各市区町村において地方自治体として整備することを求める。

(4) 業務の見直し

- ◇ いわゆる「あて職」や会議や行事等の実情を把握し、民生委員・児童委員活動と関係の薄いものなどは、各地方自治体が庁内で必要に応じて整理するよう要請する。
- ◇ 併せて、民生委員への依頼については、地方自治体が間に入り、民生委員活動との関係やその負担感などをふまえて、民児協と相談しながら引き受けるかどうかを丁寧に検討するよう求める。

(5) 研修や情報交換の場の充実

- ◇ 主任児童委員対象や新任委員対象などの単位民児協で開催することが難しい場合もある対象者別研修の実施は、できるだけ都道府県・指定都市や市区町村の範囲で実施することを依頼する。
- ◇ 都道府県・指定都市や市区町村において、民生委員・児童委員の実情に即した研修機会の確保を求める。なお、その際には全民児連が発行している「民生委員・児童委員研修のあり方に関する検討委員会 報告書」を参考とされたい。

(6) 単位民児協運営の支援

- ◇ 市区町村においては、各種事務を含む単位民児協の運営支援、また単位民児協ごとで実施する研修や事例検討、情報交換の場づくりに必要な各種支援（助成など含む）、また単位民児協会長や副会長を対象とした民児協運営や新任委員の育成に関する研修の実施など、単位民児協の運営支援を依頼する。
- ◇ また、都道府県・指定都市においては、各制度等の積極的な情報提供や都道府県・指定都市域で実施することが望ましいと考えられる各種民児協への支援、広報等の活動について積極的に取り組むことを依頼する。

(7) 欠員地域への対応

- ◇ 市区町村においては、欠員地域の推薦母体へアプローチする、欠員が多いエリアの住民を対象に民生委員活動の啓発を行うなど、欠員地域への個別対応等を求める。
- ◇ 併せて、現に欠員である地域に対しては、担当地域に加えて欠員地域の活動も行う委員や民児協への活動費の支給、行政が民生委員活動の一部を代替する、複数人で地域を担当する複数担当制や班方式導入の提案など、欠員地域への支援を行うことを要望する。

(8) 企業への働きかけ

- ◇ 行政として商工会議所などの地域の経済団体などをとおして民生委員活動への理解を求めることで、民生委員活動をしやすい職場環境づくりを推進することなどに取り組むよう働きかける。
- ◇ また、従業員に民生委員がいる企業を入札実施時の加点対象とすることなどの提案も考えられる。

(9) 事務局機能の強化

- ◇ 以上 (1) ～ (8) に示す各事項の実現には、行政と民児協がともに取り組むことが必須であり、そのためにも民児協の事務局機能の強化は欠かせない。事務局職員の資質向上のための研修や業務のマニュアル化、業務改善の検討、事務局職員の増員等も含む体制強化などについて要望する。

2. 各地の民児協に取り組みを依頼したいこと

(1) 委員が活動しやすい環境づくり

- ◇ ベテラン委員と新任委員でペアを組んで活動の悩みなどを相談できるシステムをつくる、少人数で困りごとを相談し合える時間をつくる、定例会で困難な課題について事例検討を行うなど、困りごとを抱え込まない関係づくりに取り組む。

(2) 働きながら活動する委員への理解

- ◇ 単位民児協内でも民生委員の状況はさまざまであり、一人ひとり活動できる時間や得意分野が違うことをお互いに理解しあい、補い合う関係を意識しながら相手への思いやりをもつことの重要性を再認識する。

(3) 時代の変化や所属委員の状況に合わせた活動の見直し

- ◇ 定例会を情報共有だけの場として開催するのではなく、事例検討や困りごとの共有・アドバイスなどの時間とするなど、LINE など状況に応じて適切な手段を活用しながら、時間を有効に使い、委員が活動しやすい環境づくりに努める。

(4) 水平型組織としての単位民児協運営

- ◇ 単位民児協に所属する委員が全員参加し、お互いを尊重しつつ意見を言い合える雰囲気づくりをめざす。
- ◇ その際には、全民児連が発行する「単位民児協運営の手引き（令和4年3月版）」なども、参考にされたい。

(5) 意見具申の実施

- ◇ 公務員であっても地域住民を代弁する民間奉仕者としての民生委員として、民児協が意見具申権を活用できることの重要性を理解するとともに、なりて確保などとくに課題を感じることが多いと思われる事項では、必要に応じて意見具申の実施に向けて各民児協内で検討を行う。
- ◇ 単位民児協等で意見具申を実施する場合の方法例は以下のとおり（参考）。
 - 単位民児協として要望書を作成し、提出する
 - 市区町村長等との懇談において、単位民児協としての意見を述べる
 - 行政計画・地域福祉計画等の策定に際して、単位民児協としての意見を提出する
 - 定例会に出席している行政職員に、単位民児協としての意見を述べる

(6) 普段の活動のなかでの意識づけ

- ◇ 民生委員自身が後任の委員を探すことは、民生委員にとって大きな負担となっている一方で、民生委員自身が候補者を探すことで民生委員により適任な方を選出できるといった意見もある。
- ◇ 普段の地域活動のなかでさまざまな関係者と関わるなかで民生委員・児童委員の適任者がいないか、民生委員自身も気にかけておく。
- ◇ 併せて、自治会等の推薦母体となる団体に対し、民生委員活動に楽しく取り組んでもらえそうな方を探してもらえよう、アピールしていく。

(7) やりがいの発信

- ◇ 民生委員のやりがいを地域住民や関係機関の方に積極的に発信することで、民生委員になって社会貢献したいと考える方を増やす。
- ◇ 併せて、民生委員同士でやりがいや楽しさを共有し、民生委員活動のよさを感じる機会を増やすことで、委員の継続につなげる。

民生委員・児童委員の選任要件に関する検討会(第2回)

令和6年7月30日

各構成員提出資料① 長田構成員

第2回民生委員・児童委員の選任要件に関する検討会 意見書

令和6年7月30日 全国民生委員児童委員連合会

はじめに 民生委員・児童委員活動の本質と実態を理解されたい

- 民生委員・児童委員の多様な役割と多岐にわたる活動内容の正しい理解
 - 厚生労働大臣から委嘱される民生委員は**児童委員を兼ねる「非常勤の特別職の公務員」**である。
 - 民生委員・児童委員は、地域住民の生活課題、福祉ニーズの相談に乗り、福祉サービスや子育て支援サービスを受けられるように支援するとともに、行政機関や福祉事務所の業務への補完的な協力など、妊産婦から高齢者まで全ての人々（世帯）に対する**幅の広い活動を行っている**。
 - とくに、民生委員・児童委員は、社会福祉法第4条の地域福祉の理念に基づき、地域住民の自立生活の支援や社会参加、福祉のまちづくりのために、**日常的に多様な活動を実施するなど、きわめて重要な役割を担っていること**を正しく理解いただきたい。

■ 具体的には、以下のような活動実態にある

〔民生委員の活動状況等〕

- ✓ 令和4年度の民生委員・児童委員の年間総活動件数は26,082,510件で、これは委員一人当たりの年間活動延べ件数が114.7件に及ぶ。・・・「福祉行政報告例」の令和4年度実績結果より
- ✓ 民生委員・児童委員1人に対する担当世帯数は、200世帯前後が最も多く（世帯区分「190～219世帯」の割合19.2%）、「400世帯以上」担当している委員も存在する（7.9%）・・・全民児連「市区町村民生委員児童委員協議会活動実態調査2023」より
- ✓ 地方公務員である民生委員・児童委員は、生活保護や就学援助等の手続きに伴う当該世帯の状況確認等、福祉行政の協力機関としての役割を担う。
- ✓ 災害対策基本法においては、市町村に作成が義務付けられた「避難行動要支援者名簿」を民生委員・児童委員にも提供されるようになり、災害発生時の避難支援者の確保や避難所の開設や運営等への協力も求められる。

〔全民児連の方針〕

1. 居住要件緩和についてどのように考えるか

- 居住要件の変更には反対である。変更を前提とした検討会の運営は適切でない。
- 欠員は、選任要件ではなく、各自治体での選任の手順・方法・取組等、運営上の問題である。
 - 自らも同じ地域で生活する一員として、住民同士の視点から寄り添い、相談相手となり、支援へのつなぎ役を担う。住民の代弁者ともなり、住民視点での提言や意見具申を行う民生委員・児童委員は、親族でも、専門職でもない役割を担うところに大きな意味と意義がある。
 - 基礎自治体（行政）の責任において、民生委員・児童委員の改選に向けて、早期に自治会、住民組織、社会福祉協議会・社会福祉法人・福祉施設等組織、地元商業関係者等への働きかけを十分に行いながら、地域ぐるみで選任に向け対応することが必要不可欠である。
 - そのうえで、民生委員・児童委員の欠員問題の解消のため、特に欠員が生じているような地域に向けた候補者探しのため、自治体が責任をもって関係者・組織に対し、強く働きかける必要がある。
 - また、自治体が決める定数が変動する場合には（増えれば）、その必要性をもとに早期に働きかけていくことが必要である。

〔具体的な反対理由・課題〕

- 休日や夜間を含め、見守り対象者の急変時の対応等が求められるなか、地域で暮らしていれば随時の住民からの相談や困りごとにも対応できるが、在勤者の場合、**緊急時を含め即応が困難**なことが想定される。
- 在勤者の場合、転勤・異動等により短期間で民生委員・児童委員を退任せざるを得ない状況が生じること
も想定されるため、**住民との信頼関係構築**を含め**委員活動の継続性に課題**がある。
- 担当地区の民生委員・児童委員の不在期間に民生委員・児童委員としての役割や機能を代替できる地域の社会資源は存在しないため、結果、**当該地区の支援を行う隣接地域の民生委員・児童委員の負担が大きくなる**とともに**委員間の公平性の観点からも問題**である。
- 民生委員・児童委員の役割として法定化もされている、**行政等から依頼される各種状況確認(いわゆる証明事務)**は、**地域に居住する住民の一員だからこそ可能**といえる。
- また、同じ地域に居住しているからこそ、民生委員・児童委員に対し多くの**個人情報**が提供され、**また所持することについて住民から許容されている**と考える。

2. 今後のなりて確保対策に向けて

- 新たななりて確保策を講じるとともに、早期の退任を防ぐことが重要である。委嘱された民生委員・児童委員が**長く活動を続けられるよう、負担の軽減と活動環境の改善を図ることが必要**である。
 - 厚生労働省の令和5年度社会福祉推進事業「民生委員・児童委員の担い手確保の推進に関する調査研究」の民生委員等に対するアンケート調査では、業務を継続する意向について、「あまりそう思わない」が25%、「全くそう思わない」が9%であった。この「全くそう思わない」と回答したうちの約9割が現状の業務に対して「負担に感じる」（「非常に負担」と「ややそう思う」の合計）との結果となり、**民生委員・児童委員の業務に対する負担軽減が活動継続の鍵**になる。
 - 業務上の負担は、①委員活動の量や煩雑さに起因する**業務の負担**、②月当たり5,000円程度の実費弁償費で通信費や車の移動に伴う燃料費を賄う等の**財政的な負担**、③保護世帯の受給申請や貸付事業、被災者支援等での住民からの無理な要求を含めた様々な依頼や、行政への各種協力に伴う**精神面での負担**等がある。
 - 今後のなりて確保対策に向けて、まずは民生委員の「協力員」や、地域の見守り等を行う「福祉推進員」の設置・活動の推進等を含めた**負担軽減策を講じることが優先**であり、さらに行政や関係者による広報活動とともに、委員活動の環境整備の具体的な取り組みに向けた様々な検討をいただきたい。

■ たとえば、地域特性に即して、なりて確保で効果を上げている取り組みがある

- ✓ **民生委員・児童委員と連携し、見守り活動や地域福祉活動の補助等にあたる「民生委員協力員」を配置し、民生委員・児童委員の負担軽減と新たななりて確保を図る取り組み。**・・・（広島市民児協寄稿・令和4年6月全民児連発行『View』No.226掲載）
- ✓ **地域社会の活性化を促す人材を養成する県シルバー大学のカリキュラムに民生委員・児童委員のテーマを盛り込み講師派遣等を実施して制度をPR。**・・・（栃木県民児協寄稿・平成31年3月全民児連発行『View』No.211掲載）
- ✓ **自治区長頼みの民生委員の推薦方法を改善するため（自治会の会長会議での委員制度・活動の説明を行いながら）、地域住民による推薦制度を導入。**・・・（福岡県岡垣町民児協寄稿・全民児連令和6年6月発行『ひろば』6月号掲載）

第4回「民生委員・児童委員の選任要件に関する検討会」への提出資料

民生委員・児童委員のなりて確保への対応は、自治体が主体的に地域の自治会、福祉団体等とともに選任の取り組みを図る必要がある。さらに、地域の生活課題、福祉課題への対応に、地域住民を含めたさまざまな関係機関・団体が連携・協働することで、支援の必要な方々への適切な対応が図られ、民生委員・児童委員活動の負担軽減にもつながることになる。そのためにも、各自治体における地域共生社会の実現に向けた包括的な相談支援体制の構築を速やかに推進されたい。

以上の要望を踏まえ、昨年閣議決定により、「地方公共団体、関係団体等の意見も踏まえて検討し、令和6年度中に結論を得る」とされて設置された本検討会の議論の整理に向け、民生委員・児童委員の団体の立場で、以下3点を申しあげる。

- (1) 提案等の具体例の一つである「民生委員の任期途中で転居に至ったケース<残期間のみ>」であっても、転居する直前まで民生委員・児童委員が地域住民の一人であったという実態をもって、地域住民、当該民生委員児童委員協議会の理解が得られる等の条件を踏まえる限定的な取扱いであることを確認したい。
- (2) 令和7年12月の一斉改選に向けて、地方自治体段階での推薦に向けた取り組みを早期に着手するよう厚生労働省及びこども家庭庁から文書等を発出され、働きかけを願いたい。
- (3) 地域共生社会の実現に資するためにも、本検討会にて課題提起のあった民生委員・児童委員活動の負担軽減及び環境改善に向けた国における検討の場を早期に設置されたい。

令和6年11月26日

全国民生委員児童委員連合会

副会長 長田 一郎

副会長 高山 科子